

# 職場の環境改善のための補助金規程

施行日：2018年5月1日

最終改正日：2020年5月1日

## (目的)

第1条 一般財団法人あんしん財団（以下「当法人」という。）は、中小企業における労働災害防止のための職場の環境改善等の促進に資するため、安全・衛生のための施策や環境改善等を実施した会員に対して、要した費用の一部を補助する制度を設置し、本制度を公正・適切に運用する目的で、この規程において具体的な事項を定める。

## (用語の定義)

第2条 この規程（別表を含む。）において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 申請者とは、補助対象者となる当法人の加入者サービス規約に定める会員をいう。
- (2) 申請日とは、当法人が申請者からの補助金申請書類を受領した日をいう。
- (3) 補助対象に要した費用とは、補助の対象に実際にかかった費用（税込み）をいう。ポイントやクーポン等の充当額はこの費用に含まない。
- (4) 事由の発生日とは、第3条第1項各号における設置日・購入日・実施日等をいう。

## (補助の対象事項)

第3条 第1条に定める補助は、次の各号に掲げるものを対象とし、申請者の当法人への加入日（「会員証兼保険証券」に記載の会員（保険契約者）の加入日の年月日）の翌日以後を事由の発生日とする場合に補助金を支払う。

- (1) 安全衛生設備等の設置（購入）
- (2) 動力プレス機械及びフォークリフトの特定自主検査の実施
- (3) 作業環境測定の実施
- (4) 特殊健康診断の実施
- (5) ゼロ災運動研修会等への参加
- (6) 運転適性診断の受診及び運行管理者指導講習の受講
- (7) 安全運転教育研修への参加
- (8) AED等職場の救急対策用設備の設置（購入）

2 前項各号の内容は、別表1から別表8に定めるとおりとする。

## (補助金額)

第4条 前条第1項各号に対する補助金額は、別表9に定めるとおりとする。

## (補助金の限度額)

第5条 1会員が1年度間（4月1日から翌年3月末日まで。ただし、末日が休業日の場合は最終の営業日。）に利用できる補助金の限度額は、別表10に定めるとおりとする。

2 前項の補助金の限度額における1年度間とは、事由の発生日にかかわらず、申請日の属する年度をいう。

## (補助金申請手続)

第6条 補助金の申請にあたっては、当法人所定の申請書のほか、当法人が求めるものを提出しなければならない。

## (補助金の申請期限)

第7条 補助金の申請は、事由の発生日の翌日から起算して180日以内に行わないときは、その権利を失うものとする。

## (補助金の審査決定及び支払)

第8条 当法人は、第6条に定める申請手続書類に基づいて審査を行う。

- 2 審査の結果、補助金を支払う決定をした場合は、書面をもって申請者にその旨を通知する。
- 3 補助金の振込先は、申請者名義の当法人会費振替口座とする。ただし、会員である個人事業主が死亡したときは、保険契約における死亡保険金受取人の口座に振込むものとする。
- 4 補助金は、申請日に対応する当月会費の払込が確認された後に支払うものとする。
- 5 補助金を支払わない決定をした場合は、申請者にその旨を通知する。ただし、申請者から書面による通知を求められた場合には、書面にて通知する。
- 6 申請の際に、第6条に定める申請手続書類の不備・不足により審査を保留している案件については、申請者とその申請の当法人受付日の翌日から起算して180日以内に不備・不足書類の提出を行わない場合は、その申請の権利を失うものとする。

(補助金を支払わない場合)

第9条 当法人は、次のいずれかに該当する場合は、補助金を支払わない。

- (1) この規程に定める支払条件等を満たさないとき
- (2) 申請書類に不備・不明な点があり、当法人の対応要請に正当な理由なく協力しないとき
- (3) 当法人が、申請内容に疑義があり補助金の支払いが不適切と判断したとき
- (4) 会員資格喪失年月日の翌日以後の事由の発生日であるとき
- (5) 前各号に定めるもののほか、加入者サービス規約に定める「ご利用資格の取り消し」及び「補助金をお支払いできない主な場合」に該当するとき

(補助金の返還請求)

第10条 当法人は、すでに補助金を支払っていた場合において、次のいずれかに該当する事実が判明したときは、補助金の返還を請求できるものとする。

- (1) 補助金の申請に不正の事実が認められたとき
- (2) 会員資格喪失年月日の翌日以後の事由の発生日であることが判明したとき
- (3) 前各号に定めるもののほか、加入者サービス規約に定める「ご利用資格の取り消し」に該当する行為により、利用資格が取り消されたとき

(その他の事項)

第11条 この補助金は、当法人がその年度において計上した予算額の範囲内で実施するものとする。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、理事会が決議する。ただし、別表の変更は、業務執行理事との協議を経て理事長が決定する。

#### 附 則

- 1 この規程は、2018年5月1日から施行する。
- 2 この規程の実施にともない、旧安全衛生設備等設置補助金規程、動力プレス機械・フォークリフト特定自主検査実施補助金規程、作業環境測定実施補助金規程、特殊健康診断実施補助金規程、ゼロ災運動研修会等参加補助金規程、運転適性診断等受診補助金規程、安全運転教育研修参加補助金規程及びAED等「職場の救急対策用設備」設置補助金規程は廃止とする。
- 3 この規程の施行日前に補助の事由に該当することとなったものについては、なお従前の例による。

#### 附 則

- 1 この規程の改正（第12条の規定に基づく別表の変更）は、2019年5月1日から施行する。
- 2 この規程の改正（第12条の規定に基づく別表の変更）施行日前に補助の事由に該当することとなったものについては、なお従前の例による。

#### 附 則

- 1 この規程の改正（第12条の規定に基づく別表の変更）は、2020年5月1日から施行する。
- 2 この規程の改正（第12条の規定に基づく別表の変更）施行日前に補助の事由に該当することとなったものについては、なお従前の例による。

# 職場の環境改善のための補助金規程 別表

(一部抜粋)

**別表2** 【動力プレス機械及びフォークリフトの特定自主検査の実施】 (第3条第2項)

対象	事由の発生日
労働安全衛生法第45条第2項に基づく特定自主検査のうち、当法人と契約した検査業者が行った動力プレス機械の検査及び厚生労働大臣又は都道府県労働局長登録の検査業者が行ったフォークリフトの検査。	動力プレス機械及びフォークリフトの特定自主検査を実施した日

備考1 自会員による特定自主検査を実施したものは対象とならない。

**別表3** 【作業環境測定の実施】 (第3条第2項)

対象 (以下の法令に基づく作業環境測定)	事由の発生日
(1) 有機溶剤中毒予防規則第28条	作業環境測定を実施した日
(2) 特定化学物質等障害予防規則第36条	
(3) 鉛中毒予防規則第52条	
(4) 電離放射線障害防止規則第54条及び第55条	
(5) 粉じん障害防止規則第26条	
(6) 労働安全衛生規則第590条による騒音	
(7) 石綿障害予防規則第36条	

備考1 (4)を除き、厚生労働大臣又は都道府県労働局長の作業環境測定機関名簿に登録された作業環境測定機関によって行われたものに限る。

2 自会員による作業環境測定を実施したものは対象とならない。

**別表4** 【特殊健康診断の実施】 (第3条第2項)

対象 (以下の法令に基づく特殊健康診断)	事由の発生日
(1) 有機溶剤中毒予防規則第29条	特殊健康診断を受診した日
(2) 特定化学物質等障害予防規則第39条	
(3) 鉛中毒予防規則第53条	
(4) 四アルキル鉛中毒予防規則第22条	
(5) 高気圧作業安全衛生規則第38条	
(6) 電離放射線障害防止規則第56条	
(7) じん肺法第8条(じん肺健康診断)	
(8) 石綿障害予防規則第40条	
(9) VDT特殊健康診断(「VDT作業における労働衛生管理のためのガイドライン」に基づくもの)	

備考1 会員事業所において、対象とする労働者以外の役員等が、上記の(1)から(9)に掲げる各特殊健康診断と検査項目が同一の健康診断を受診した場合は、各特殊健康診断と同様に補助対象とする。

2 自会員による特殊健康診断を実施したものは対象とならない。

**別表5 [ゼロ災運動研修会等への参加] (第3条第2項)**

対象 (中央労働災害防止協会等の当法人が指定する団体及び研修会等に参加したものに限り)		事由の発生日
1 ゼロ災運動		研修会の修了証発行日
(1) 中央労働災害防止協会		
01	ゼロ災害全員参加運動トップセミナー	
02	ゼロ災害全員参加運動プログラム研究会	
03	危険予知活動トレーナー研修会	
04	安全運転のための危険予知活動実践セミナー	
(2) 陸上貨物運送事業労働災害防止協会		
11	交通KYT	
(3) 港湾貨物運送事業労働災害防止協会		
21	指差呼称定着化研究会	
22	指差呼称実践者養成教育	
2 労働安全衛生マネジメントシステム		
(1) 中央労働災害防止協会		
41	マネジメントシステムリーダー研修	
42	安全衛生スタッフ向けリスクアセスメント実務研修	
43	システム監査実務研修	
44	職場リーダー向けリスクアセスメント研修	
45	OSHMS内部監査者養成研修	
(2) 建設業労働災害防止協会		
51	COHSMS構築・認定担当者研修講座	
52	COHSMS運用管理者研修講座	
53	COHSMS内部システム監査担当者研修講座	
3 石綿使用建築物等解体等業務特別教育		
建設業労働災害防止協会及び労働局登録の研修機関		
54	石綿取扱い作業従事者特別教育	
4 教育、セミナー・研修		
中央労働災害防止協会		
60	経営幹部のための安全衛生セミナー	

備考1 補助対象として指定する団体が実施するもので、研修会等の内容は同一ながら、実施する地域によってその呼称が異なるものについては、上記表に掲げる研修会等と同一として取り扱う。  
 2 補助対象として指定する団体等以外のものが、当法人が補助対象として指定する上記団体等より派遣を受けて実施されるものは補助対象とならない。

**別表6 [運転適性診断の受診及び運行管理者指導講習の受講] (第3条第2項)**

対象 (独立行政法人自動車事故対策機構やヤマト・スタッフ・サプライ等の国土交通省が認定した運転適性診断等実施機関が実施するものに限り)		事由の発生日
1 適性診断		運転適性診断受診日及び運行管理者指導講習受講日
01	一般診断	
02	初任診断	
03	適齢診断	
2 指導講習		
11	基礎講習	
12	一般講習	

備考1 自会員による運転適性診断又は運行管理者指導講習を実施したものは対象とならない。

**別表7 [安全運転教育研修への参加] (第3条第2項)**

対象		事由の発生日
(当法人の指定する安全運転教育機関が実施する安全運転教育研修課程に参加したものに限る)		
1 自動車安全運転センター安全運転中央研修所		研修修了証発行日
A-01	安全運転管理課程(5日)普通車	
A-02	安全運転管理課程(4日)普通車	
A-03	貨物自動車運転者課程(4日)大型貨物車・普通貨物車	
A-04	貨物自動車運転者課程(2日)大型貨物車・普通貨物車	
A-05	特定業務運転者課程(3日)普通車	
A-06	特定業務運転者課程(2日)普通車	
A-07	特定業務運転者課程(1日)普通車	
A-08	青少年運転者課程(2日)普通車	
A-09	青少年運転者課程(1日)普通車	
2 埼玉県トラック総合教育センター		
B-01	新人乗務員・初任運転者研修(2日間コース)	
B-02	事故防止乗務員研修(2日間コース)	
B-03	事故惹起者運転研修(1日コース)	
B-04	安全確認研修(1日コース)	
B-05	中型・大型トラックの上位免許取得・運転技能向上研修(半日・1日コース)	

- 備考1 特定業務運転者課程は、電気・通信などの公益事業、運送業、警備業、医療・介護、各種保守・修理業等の安全性・確実性・迅速性が強く要請される業務に従事する運転者を対象とするものをいう。
- 2 青少年運転者課程は、25歳未満の者を対象とするものをいう。

**別表8 [AED等職場の救急対策用設備の設置(購入)] (第3条第2項)**

対象	事由の発生日
(1) AED(自動体外式除細動器) 薬事法上の医療機器(非医療従事者向け自動除細動器)として認可されているもので、事務所・営業所・工場等の事業所の施設に設置するものに限る。	当該設備の設置(設置を伴わない場合は購入)を完了した日
(2) 担架 事務所・営業所・工場等の事業所の施設に設置するものに限る。	
(3) 人工呼吸用マスク 事務所・営業所・工場等の事業所の施設に設置するものに限る。	

- 備考1 次のいずれかに該当するものは対象とならない。
- (1) 自会員からの購入又は修理等によるもの
  - (2) 定期保守点検、クリーニング、消耗品の交換、既存設備の移設のみのもの

